

### Q9-3.事前確認制度について教えてください。

事前確認制度とは、将来年度にわたり納税者が採用する予定の独立企業間価格の算定方法について、税務当局に対し事前に確認を求める制度で、Advance Pricing Arrangementの頭文字をとって、APAとも呼ばれます。APA締結により、将来年度において移転価格調査に対応する手間とコスト、追徴課税のリスクを回避することができます。

APAには、台湾の税務当局とだけ事前確認を行うAPA(Unilateral APA)、取引相手国の税務当局とも事前確認を行う2ヶ国間のAPA(Bilateral APA)および3ヶ国以上のAPA(Multinational APA)があり、いずれも制度上は適用可能ですが、2ヶ国以上のAPAの場合は、台湾の税務当局と相手国の税務当局との間で租税条約に基づく相互協議が必要となります。現在、日本と台湾の間には租税条約がありませんので、日台間の関係会社間取引に関し、2ヶ国間や多国間のAPAを締結することはできません。

申請の条件は、以下のとおりです。

1. 申請対象の取引額がNT\$10億以上あるいは年間取引総額がNT\$5億以上である。
2. 過去3年間、重大な申告漏れがない。
3. 事前確認のための申請必要書類(下記)がそろっている。

事前確認を申請すると、税務当局は申請書受領後1ヶ月以内に申請者に書面で受理の可否を通知します。受理されたものは、書面通知受領後1ヶ月以内に移転価格報告書を含め、事前確認申請のための必要書類を税務当局に提出しなくてはなりません。

事前確認申請のための必要書類の内容は、おおよそ以下のとおりです。

1. 会社の歴史、主要なビジネス、移転価格に影響するその他の要素の分析など
2. 関係会社組織図
3. 事前確認申請対象取引に参加する関連者との関係、取引種類、金額、契約内容など取引の詳細
4. 移転価格報告書
5. 事前確認対象年度の経済予測とプランニング

これらの書類は、原則中国語で提出しなくてはならず、中国語以外で書類が作成されている場合は中国語訳の添付が義務付けられています。

事前確認の審査期間は、1年以内とされていますが、税務当局はこれを6ヶ月間延長でき、必要であればさらに6ヶ月間延長できるとされています。税務当局の審査が終了し結論が出た日から6ヶ月以内に申請者と税務当局は主な問題について協議を行い、合意に達してから双方が署名します。

なお、事前確認の結果は、税務当局、納税者双方の合意によるもので、かつ双方はこれに従わなくてはなりません。仮に事前確認適用期間中に納税者が合意事項を遵守していない場合は、税務当局は合意内容に関わらず移転価格監査準則に基づいて調査を行うことができます。事前確認の適用期間は3年～5年と規定されています。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。